

みんなの森づくり県民税のあらまし

県では、森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性に鑑み、平成17年度に森林環境税を導入し、森林環境の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に取り組んできています。引き続き、この税を財源とした森林の整備などを行う必要があることから、課税期間を令和2年度から5年間延長するとともに、税の名称を「みんなの森づくり県民税」に変更することとしました。県民共有の財産である大切な森林を県民一体となって守り育て、持続可能な資源として、よりよい姿で次世代に引き継ぐため、県民の皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

税の仕組み

個人

(県内に住所がある方、県内に事務所などがある方)

500円/年

法人

(県内に事業所などを持っている法人など)

均等割額の5%相当額

を、県民税（均等割）に加えて納めていただきます。

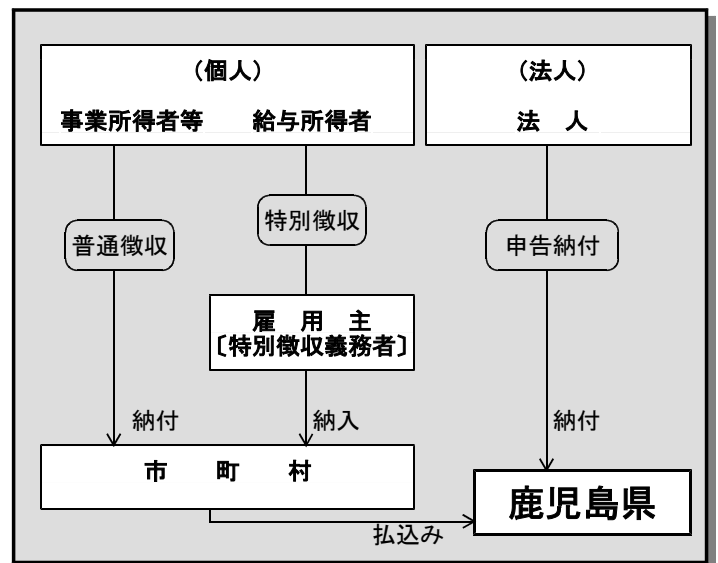
課税期間 個人……令和6年度まで

法人……令和7年3月31日までの間に開始する事業年度まで



税を活用した取組

- 森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成
 - ・ 森林にふれあう機会を創出します。
 - ・ 森林環境教育を推進します。
 - ・ 多様な主体による森林づくりを促進します。
 - ・ 木とふれあう環境づくりを支援します。
- 森林環境の保全
 - ・ 未来につなぐ森林づくり（再造林、間伐や路網の整備など）を支援します。
 - ・ 里山林等の保全・管理を促進します。



お問い合わせ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
税額や納税方法に関すること 鹿児島県総務部税務課 TEL099-286-2111 内線2199
税収の用途に関すること 鹿児島県環境林務部環境林務課 TEL099-286-2111 内線3332

県のホームページも御覧ください！

<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/zei/shinzei/shinrin/index.html>